

中津藩における近世城下町の共同体的自治組織について その一

(大井手堰夫役をめぐる町人町の立場)

勝 目 忍

は し が き

中津の城下町人町は、町会所を中心に十五の町が共同体的自治組織をもっていた。そして町会所は、命令の伝達、治安の維持を始め、警察、冥加銀および諸連上取立を含む一さいの町政事務をつかさどった。^①

一般に近世都市の共同体的自治組織は、中世の町に発達した民衆の組織としての自律的な性格をもつ結合組織ではなく、幕藩支配の都市行政の末端機構としての役割を担わされる他律的、受動的なものに変わり、封建制の秩序維持にあらゆる面において奉仕することを要求されたものであった。^②

こうした制約のもとにあっても、町の共同体は、外部に対しては、町人町共同の利害を前に上からの干渉圧迫に対抗する協力的性格をもち、内部にたいしては、町内問題を処理し、治安を維持し、もしくは共同の福祉向上についての町政に関する統制の機関として働いた。

ここでは中津の町会所が執務要項として掲げた二十二項目のうち「大井手、水道修理の事」をとり、町が背負わされたばくだいな夫役負担を前に、被支配者としての立場で、支配者階級＝領主側および大井手夫役において直接利害関係にある在側に

たいして、町人町共同の利益を守るために、どのような姿勢をもってたいしたか、またその努力のけっかが一つの成果となるまでの経過をたどることにしたい。

つぎにその二において、大きい夫役負担をかかえて、町の共同体的自治組織がどのように運営されたかを明らかにしたい。

大井手夫役町の町側負担は、上水道の水源を大井手井堰に求めたことから生じたものであった。そして問題は大破した井堰の修覆にばく大な費用と労力を必要としたことからかはじまる。

享和元年の井堰大破では、一万一千人の夫役が町、在から動員され、総力を挙げて修覆に当った。当時中津の城下町人町の人口は約四〇〇〇人にすぎない。大井手夫役町側負担三千七百十四人は、これにふざいする水道夫役千六百三十九人と合せて五千三百五拾三人となり、町にとって容易ならざる負担であったといわざるを得ない。しかも城中および城下町への水の供給は、緊急を要することであった。一さいの障害をとりのぞいても、すみやかに工事を完成させなければならなかった。天明期前後、井堰は洪水によってしばしば破れている。たびかさなる夫役負担を前に町は重大な決意をもって、これに当ることになる。

ここで主として引用した中津市図書館所蔵の物町大帳に、大井手堰関係の記録の多いのも、このことが町政にとって重大であったことを裏書きしているようである。

大井手夫役を町側で負担するということは、特殊な例にすぎない。しかし町は、この問題に総力をあげてあたっており、共同体的町の自治組織を知るうえに適切な問題と考えられる。

一

大井手堰は、山国川が耶馬溪から中津平野に移るところ(旧鶴居村大字藍原三口)にもうけられたもので、水田灌漑用の井堰として、保延元年に築造されている。^③ぞくに沖台八千石といわれる全域を、灌漑区域にもち山国川流域で第一の規模を誇っている。ここを中津城下町上水道の水源としたのは、天和六年、樋をもって城内に通じたのに始まり、承応元年には、奉行職渡

志摩、大工頭内海作兵衛の努力で城下町に上水道が施設された。^④

この井堰は、地形的にも耶馬溪から中津平野に移る転換点に当り、鶴市親子の人柱の伝説でも有名なごとく、なかなかの難所であり、年々才々の洪水に被害が多く、その修覆に多大の費用を要した。そのため井手庄屋という専任の庄屋が、この総務を統括していたほどである。

この井堰修覆は、もちろん最初は在側の責任において、一さいの作業がなされたが、ここに町が上水道の水源をもとめるようになって、負担の片方を分担させられることになった。

水道として用いられた水路は、大井手堰に設けられた三つの用水口のうち、中の口であった。そしてこの中の口はさらに三分流しているが、上水道となったのは、その真中の水路である。これは昭和四年下宮永から取水する中津上水道竣工まで三百年余の間、中津城下町の水源として重要な意味をもった。現在でもどころどころに当時の遺構がみられる。中津島田由来記によると、明治初年末広製糸（現神栄）や鐘防の水も、これを取入れたのに始まるとしている。

二

中津の城下町人町に課せられた夫役負担の全ぼうについては、小笠原侯から奥平侯に代替された享保二年に、旧来の慣習を新城主に提出した「惣町方出人等之覚」、「御雇ニ付所々江町夫出申覚」^⑤にくわしくみることが出来る。

「藩士の人足その他」や「先触、籠人足」などのように武家奉仕関係のものや「祭」や「町会所詰」、「橋」、「道路」の工事などのように直接町の自治関係のものがある。

大井手夫役と水道夫役の一部は、町と在が一緒に出合普請するという形をとっていた。大井手夫役について、享保二年の記録は、つぎのように規定している。これは大井手夫役についての旧来の慣習として申伝えられてきたものである。

「大井手横セキは八月廿二月迄町中方繕申候町夫出申候自然大破ニ及候時ハ在中々夫出半分宛普請仕候但し三月廿七月迄請在中々代候尤大破ニ及候時ハ町在中出合普請仕候」^⑥。これによると、八月から二月の七ヶ月間を、町側の負担期間とし、三月

から七月の五ヶ月間を在側の負担期間としている。そして井堰が大破した時は、それが在側負担の時なら、町方から加勢の夫役を出し合って普請する。町側負担の時なら、在側が加勢夫役を半分負担するということになる。

この規定は、旧来の慣習としてのちのちまで大きい効力を持ったもので、すべての作業はこれに照らしてなされた。それだけに、この規定の不備、不合理な点について町、在間に対立関係が生じ、ついには工事を遂行する上で障害となる事態があらわれてきた。

ここでいちおう問題となってきた点を整理してみると、

第一は、町と在との間で、加勢夫役の負担割合がちがっていることである。すなわち町側責任期間中の大破の場合、在側は二分の一の加勢夫役を負担しているのにたいし、在側責任期間の大破の時は、規定は町在出合とあるが、実際は旧来の慣例をたてに町は三分の一しか出してない。負担率を町在同じように二分の一ずつにしたいというのが在側の主張であった。

これと関連のあることだが、大破とはどの程度までの被害を指すか規定に明らかにされていない。加勢の夫役負担をともなうだけに、大破としかどうかは慎重にならざるを得なかった。

第二の問題は、町側からの主張である。

責任負担期間が、在側が三月から七月までの五ヶ月間であるのにたいし、町側は八月から三月までの七ヶ月間となっている。これを同じように六ヶ月ずつにすべきであると強く主張している。

そのほか井堰修覆の費用負担は、領主側、町あるいは在側のいずれにあるか。また町と在が作業場を分割分担する方がよいかなども問題となった。

三

安永八月五日、大井手堰は、洪水によって大破した。横堰は流され、基礎石まで崩れるという被害であった。

この井堰修覆作業の具体的経過をたどりながら、前にのべた諸問題が、どのような形をとって表われてくるかをみたい。安永の修覆工事は、小笠原候から奥平候に代って始めての大きな破損であり、したがって、のちのちに先例として重要な意味をもつようになる。

洪水の習六日、さっそく水道奉行から、町会所に大井手堰修覆の件について話し会いたいとの伝達があり、七日、水道奉行松井伝平、猪口仲四郎と町年寄が木屋において会合した。町年寄が、最初に呼ばれて相談を受けたのは、井堰の大破した八月五日が、ちょうど町の責任期間にあたっていたからである。町年寄は、水道奉行が加勢夫役の件について尋ねたのにたいし、このたびの破損は大破であるから、規定にしたがって在側から、加勢夫役二分の一の負担方を要請すると申し出た。

これにたいする在側の応答は、主として引用している安永八年の大井手一件書類のなかには、とくべつ問題としていないので容易に受諾された感じをうけるが、後年の記録にでてくるところでは、さきに掲げた第一の問題、すなわち加勢夫役の分担割合にたいする在側の不満が表にあらわれ、これを解決しない限り二分の一負担には応じられないという態度をしめしている。これは佐々木文左衛門の説得によってともかくも半分負担が実現した。しかしここで文左衛門は在側に今後は町と同じ割合によるという言葉を与えている。これは町側の同意なしのことであつたとみえて後に問題を一層粉糾させる原因となつた。

くだつて十六日、在側の代表を加えての話会がなされた。このように緊急なる時に第一回の会合との間に九日間のブランクのあるのは加勢の夫役問題の解決にひまどつたことが原因であろう。出席者は水道奉行側から二名、町側から二名（町年寄と組頭）在側から井手庄屋一名、計五名であつた。

ここで工事の具体的計画が進められたが、普請夫積り、篋積り等については町側はこれまでタッチしたことがないということを利用して、井手庄屋に一任された。井手庄屋は夜を徹して案を練り提出されたのがつぎの計画案である。

安永八年美閑八月大井手井堰御普請夫積り、

下方卷 一、長拾四間 幅四間 此夫 五拾六人 但卷間ニ付四人夫

下方式 一、長拾六間 幅右同断 此夫百八人 但卷間ニ付八人夫 内拾間篋積り

下方三 一、長 幅右同断 此夫百九拾人 但式間ニ付拾二人夫

下方四 一、長 幅右同断 此夫七拾五人 但卷間ニ付拾五人夫

下方五 一、長式拾間 幅右同断 此夫三百六拾人 但卷間ニ付拾八人夫

下方六 一、長拾五間 幅右同断 此夫六百人 但卷間ニ付四拾人夫

下方七 一、長式拾卷間 幅右同断 此夫四百式拾人 但式間ニ付式拾人夫

下方八 一、長式拾間 幅右同断 此夫三百人 但卷間ニ付十五人夫

下方九 一、長式拾四間 幅右同断 此夫百四拾四人 但卷間ニ付六人夫

間 百五拾卷間

夫 式千式百五拾人

外ニ

一八拾人 水口さらへ夫

式口 式千三百三拾式人

このあとに「篋積り帳」がつづくのであるが、要点のみにとどめたい。

「篋長さ」五拾六間 これに必要な

元木 千三百式拾式本

伐持夫 千八人

惣夫合三千三百四拾人

一、大工八拾四工

此賃錢百六拾八匁

と結んでいる。

以上が工事の全容である。夫役数で工事の規模を比較するなら、延享年間のもの、享和年間のものにくらべると約三分の一強であって、中程度のものといえようか。

ここで九つに分けられた作業現場を、町在でどのように分担するかについて話合われた。町在が一緒に作業する方が能率があがるとする在側の主張にたいして、持場を町、在に分割分担させるべきだとする町側の主張が対立するが、けっきよく町側の主張どおり作業場はつぎのように分けられた。

「町方」下方一（宅間につき四人持夫）

下方三（〃 拾貳人夫）

下方七（〃 廿人夫）

下方八（〃 十五人夫）

下方九（〃 六人夫）

「在方」下方二（宅間につき八人夫）

下方四（〃 拾五人夫）

下方五（〃 拾八人夫）

下方六（〃 四拾人夫）

下方五の内（〃 拾八人夫）

これによると町側は、工事の比較的容易な部分、すなわち井堰の両端が割当てられているのにたいし、内側の工事の比較的

むずかしい部分は在側受持ちとなっている。在側の主張は、むずかしい作業にはこれを充分こなせる経験者が必要だということであったが、このような配慮がこの配分のしかたにいくぶんうかがわれる。

町側が丁場割配分を強く主張した原因は、あと(その二)でくわしくふれたいと思うが、町の自治組織運営と深い関係にあったのである。

二十一日を工事開始日と通達されたのは、十九日夜四ツ時であった。

ところが、ここに一つのこと解決されないために作業開始期日のおくれるという事態が生じた。

それは、「箕作り」のための木材、大工料、箕木の伐採、搬出作業の負担は、領主側にあるか、あるいは町方あるいは在方にあるかということであった。

このことは、第一回の話合(七日)の時に、水道奉行から町年寄にどこの負担になっているかと尋ねている。これにたいして町年寄は、その場でお上(領主側)の負担であると答えていた。これにしたがって奉行は一人は、これら一さいをお上の負担とし、木材の搬出作業もさらに、夫役ではなくて御用夫とし、夫米一人一日五合下さることになった。

その後、いろいろしらべたところ木材搬出を御用夫とした先例がないことがわかり、御用夫を夫役にする態度をかえたと、町、在両方の強い反対にあり、けっきょく御用夫で決着したといういきさつがあった。

問題が粉糾していっこうに解決されなかったのは、このことよりも、在側が町側に要求したつぎのことにあった

「尤わく木山出し之夫者御上^方御用夫二面出候筈之処御用水等之在夫多く遣イ候ニ付町場^方半分出し候様御郡奉行様^方御対談有之候間被仰候尤御田夫ニ候間^者人ニ付夫米五合宛被下候間出し候而も可然哉と被仰付候」

すなわち木材の搬出作業は、お上のはからいで御用夫として下されたのであるから、お上からのおおせのとおり御用夫を町からも半分出したらどおかということである。

これに対し町方は「山出之儀者町場^之者一向相馴不申其上^方箕木出候ハハ行程之処三四里も可有之候間中々荷持之儀相成

不申由申上候」ときっぱりと断っている。

話合はいっこう進展せず、とうとう作業開始予定期日二十日になった。奉行所ではやく作業をはじめめるために町方の説得に つとめ二十一日の夜、これまでの要求二分の一負担をおろして、町三分の一、在三分の二とし、かんたんな作業につかせるという提案をしたが、これにも先例がないの一点ばかりで押しとおした。けっきょく町側の主張のまえに、奉行側、在側の主張はおろされたのであるが、町側のこの態度は、先例をたてにとつて自己の立場を支えたものであった。

この結果について在側は、不満をつぎのようにならしているが、これに此間の事情がよくあらわれている。

「在中ニ而木出、夫不残相働候訳合ニ無御座願者木出夫共町在半分宛被仰付被下置候様奉存候得共右之通三ヶ式三ヶ壱と被仰渡候ニ付奉畏候右三ヶ壱町方一向相働不申候而者此節斗リ之儀ニ無御座以後、共ニ規定ニも相成候事故何分三分壱出夫町方相難候様御願申上候手馴不申候木出之儀ニ御座候ニ付山床江參候儀者町方相談次第井手床夫遺ひ之方ニ而成共ニも遺候得共木出夫不残在方と申候而者難渋至極奉存候此段幾重ニも御願申上候」

在側ではこんごこれらのことが先例となることを非常に重視している。

安永の大破は、工事にあたつてこれまでの先例を確認しながら、また新たに起つた問題については新らしい先例を作つたことになつた。町会所は自己の利益を守るために先例をたてに被支配者階級の立場を守り抜いている。

二十二日に、ようやく工事がはじまり、習月二日に終り、四日には水道奉行の見分となつた。

寛

大井手役夫（町方）

一 千百八拾七人（八月廿二日方晦日迄）

一 百九拾六人（九月朔日二日）

ノ千三百八拾五人

積り高式千三百三拾式人

式つ割千百六拾六人

残り式百拾九人

増夫

美九月

最初の計画（夫積り）より式百拾九人超過したが、作業はとどこおりなく終了した。

四

つぎに安水の大破後、在側主張の加勢夫負担のことと、町側が強く主張した負担期間短縮のことがどのような経過をたどり結論が出されたかみてゆきたい。

安永の大破の際にも、すでに表面化してきた加勢夫役の問題は、天明九年にいたってついに決裂した。

天明九年の洪水は四月であり、在側責任の時であった。町側は加勢の夫役を出す立場にあったがこれを拒否した。その理甲として、「去ル午九月横関大破ニ付在中々加勢夫之儀申上候処割合之通りも指出不申候得共町方持内之儀ニ御座候ハ乍難波も漸々相仕遺申候」とのべている。

これは去る天明六年、町側責任時の大破にさいし、在方の加勢が規定どおり出されなかったことを指摘したものである。

この時在側は規約どおりなら三千人程出すべきところを六百人しか出さず、町側は式千人余を出して、苦しい作業のすえ責任を果している。

このことを理由に、これまでもいろいろとまさつのあるこの問題ははっきりさせるといふ態度に出たものであった。

在側が天明六年に、町二〇〇〇人にたいし六〇〇人しか出さなかったのは、在側責任時の町側加勢の夫役が三分の一であることにならったものであろう。町と同じ割合にするということが在側のかねてからの主張であった。

この問題はますます粉糾し、在側は町側が加勢夫を出さない気なら今後相互に加勢夫役は打切りになろうとつぎのように

いつている。

「雖出夫指出候ハハ善清己来取切ニ致可申旨対談仕候所以今答不申關係候尤堰普請取切仕度町方之存念与も奉左候間在方ニ而も取切ニ仕度奉存候間後在大破之節双方立会之出夫仕問敷証文取替し置申度奉存候付在中方も証文町方へ相渡可申間町方証文在中江相渡候様被仰付被下置様仕度奉願候」^⑩

ここに「堰普請取切仕度町方之存念与も」とあるように、町方から出された書類も「此節在中方も相互ニ加勢夫受不申越ニ可破損在中方もさつハリと致相渡候様被仰付可被下候己上」と打切りをすることをいっきっているのである。

天明九年の大破のさいは、このような結末に終わってしまった。

その後、加勢の夫役はどうなったか、惣町大帳によれば、寛政元年の大破では町が加勢の夫役を出している。

また享和元年の大破では左のような大工事となって町在力を合せて修覆に当らざるを得なかった。

一、六千人 井手石打夫

一、三千五百人 石打夫

一千五百人 三口石垣築

此内六百人 御水道節

五百人 相原口

四百人 高瀬口

〆千五百人

合壹万一千人

これまでの責任廻ひの態度では、今後立ち行けなくなるとしてこれを機会に、今後面倒なことのおこらないように規定を改めようとした。

そのために加勢夫についてこれまでの主な先例を調査した。

一、大井手の儀古来を在中七步町方三歩三割合場所と申伝有之候

一、町方持内之節延享元年子八月洪水大井手大破但三口土手切レ候節高老万人之積

内御水道口 町夫三千人 在夫三千人

高瀬田水口 在夫貳千人

相原田水口 在夫貳千人

〆老万人

右之割合ニ而町方持内之節破損ハ在町半高宛差出申候

一、町方持内之節安永六年八月五日大井手大破町在半分宛役夫差出申候

一、町方持内破損天明二年寅二月大井手出夫積り高四千貳百七十九人之内箕木山出夫千五百七拾九人はハ在中を差出残りヲ

千七百人ヲ貳ツ割ニ而半高町夫差出候様被仰付候

一、在方持内寛政元年閏六月大井手破損ニ付町夫寄台致候様被仰付候間加勢天半高差出候様在方を甲采候ニ付町方殊之外出夫

多く半高ハ引受不申候処在中を願言差出右ニ付町方もも願言指出候処同十月十九日在之通被仰付候

右修覆夫高千五百七拾六人之積り御郡奉行様御対談之上右天高之内三ヶニ在三ヶ老町方を加勢夫指出候様被仰付候在方江も

右之趣被仰渡候

右之書付差上候而是迄在方持内ニ町夫半高差出候儀無御座段申上候^⑫

以上の調査の結果からつぎのような結論が出された。すなわち「在中を甲所置ひが言と見候て此度を甲通り在持内之時ハ町

が三分一町持内之町ハ在中を半高加勢夫持台致候様ニ御評儀相察候^⑬」と在側の申し分に非のあることが指摘され、町側の言分が

通ることになった。

ところで、この加勢夫役のこととふざいして、大破とはどの程度までを指すかということもあわせて考えられ、つぎのような案が出された。

一、在持之節及大破候ハ積夫高三千人ニ茂および候者右夫高之内三ヶ式在中右指出尤夫高三千人ノ内ハ持切之方普請仕可申事

一、町持之節右同断候者半高在中右指出町場ノ茂半高差出尤夫高三千人ノ内ハ持切之第方普請仕可申候¹⁴

町側はこの案にたいし、大破を五千人以上としようとする意向がつかつた。

五

天明九年、加勢夫役の打切りを決議した時、町方はこれまでいろいろと是正方を要望していた第二の問題、すなわち負担期間短縮等について正面切って、規定改定を持ち出してきた。

「先達而も申上候通町方九月ノ二月迄六ヶ月在中ハ三月ノ八月六ヶ月取切ニ被仰付可被下候右之趣にても町方加婦り多御座候と奉存候」¹⁵

すなわち現在は負担期間町側七ヶ月、在側五ヶ月となっているが、町側負担を九月から二月までの六ヶ月にし、町在を同じにしたいのである。それでも町の負担は大きいのだということをつけ加えている。そして理想は在町の負担の割合が七と三になることであることをのべている。

ここで注意しなければならないのは、八月という月が、これまでの実例をとってみて一番被害の多い月であるということである。町側が負担責任期間を短くして八月を在側負担の月にするように努力しているその考えのなかには、当然これまでの先例を計算していたものと思われる。

この町側の主張にたいして左側では、

「在中之儀者苗代水ノ八月朔日迄之用水ニ而相弁申候後者入用無御座候用水普請可仕筋無御座候奉存候此儀古来定之通被仰

渡候様仕度奉存候¹⁶⁾

とのべているように、二月より八月朔日までは、水田灌漑として必要だが、それ以外の月は、使用してないとして旧来から定められている通りに町七ヶ月間、在五ヶ月間とするようにうったえている。

町側の云いぶんをつづけてみよう。井堰は元来が水田灌漑用のものであって、町側としては島田口（城下町入口）からの水道だけが負担箇所とされるべきであって、井堰はかわりしらぬことである。したがって在側が一年中負担しても少しも不自然ではない。在側は灌漑用水利用以外は、まったく用はないのだといっているが、大根、菜を洗ったりして在でも一年中これを利用してはいないかと反論した。

こうした両者の主張は、平行線をたどっていたが、享和二年に規約が再検討されたさいつぎのような結論が出された。

一、在方々町江相渡候儀八月朔日限相渡可申事

二、町場々在中江相渡候儀三月朔日限相渡可申事

これは享保二年のときの規約の再確認にすぎず、町方の主張は少しも取入れられていない。町方はただちに、

「一、三月朔日八月朔日受取渡し之儀三月十一日八月十一日受取渡致候様仕度奉存候」¹⁷⁾

とする意見書を出している。八月の月が十一日間だけ短縮されているところに、八月をさけようという町の意向がうかがわれる。

こうした町方の努力は、その後も続けられついに文政十二年になって八月二〇日受渡しに成功している。つまり洪水の一番多い八月の負担をさけることに成功したことになる。¹⁸⁾（未完）

① 黒屋直辰中津藩史、そのほか、赤松翠蔭、扇状異聞、中津史、篠藤光行、中津藩の藩政改革（宮本又次、藩社会の研究）参照

② 原田伴彦、日本封建制下の都市と社会 豊田武、封建都市

③ 下毛郡誌

④ 中津古城譚

⑤ ⑥ 惣町大帳（中津図書館所蔵）享保二年

⑦ 三節の資料は、いずれも惣町大帳安永八年大井手一件による。

⑧ ⑩ ⑪ ⑬ ⑭ 惣町大帳天明九年大井手一件

⑨ 惣町大帳天明六年

⑫ ⑬ ⑭ ⑰ 惣町大帳享和二年大井一仲

⑱ 惣町大帳文政十二年大井手一件